医療法における広告制限見直し状況(獣医療法と医療法~主な広告制限対照表~)

令和4年9月20日 獣医事審議会第2回免許部会

	医療法								獣医師法 獣医療法			医療法	
項目	施行年 S23	H5	H10	改正年 H13 H14 H19 H20				備考	施行年 S24	施行年 H4	改正年 H20	備考	
診療科名	0 (法)	(法) (→政令、省令へ)	- HIO	<u> ПІЗ</u>	- HI4	-	□ZU (政令、省令)	・H5に内容は政令に改めた ・H20に身体の部位や患者の疾患等、 一定の性質を有する名称を診療科名とす る柔軟な方式に改めた		〇 (法)	-	・具体例はガイドラインに記載	
学位、称号 (獣医師 (医師) であること)	〇 (法)	_	_	_	-	_	_		〇(法)	〇 (法)	_		
獣医師(医師)の略歴 (動務施設、期間)	×	×	×	〇 (告)	_	_	_	・客観的事実の場合は可能。 ・専門医認定医は略歴に含まない。 ・「研修」については、不可	×	×	×		
獣医師(医師)の略歴 (学会等の会員)	×	×	×	×	×	×	_	・学会の役員については、一連の略歴と して記載は可能。	×	×	〇(省令)	・獣医関連学会の会員であること	
専門性資格 (専門医、認定医、専門医療従事者)	×	×	×	×	〇 (告)	_	_	・一定の要件をみたした団体等は可能。 ⇒R3から(一社)日本専門医機構の専 門性に関する認定を受けた旨。	×	×	×		
診療内容 (自由診療)	×	×	×	×	×	〇 (告)	_	・標準的な費用を併記で広告可能 ・公的医療保険が適用されないことが条 件	×	△(省令) ※1	△(省令) ※2	・(※1)体内受精卵の採取 ・(※2)避妊去勢手術、フィラリア症予 防 ・費用の併記は不可。	
予防注射	×	×	×	〇 (告)	-	_	_		×	×	〇(省令)		
健康診断	×	〇 (告)	_	_	_	_	_		×	×	〇(省令)		
治験	×	×	×	〇 (告)	_	_	_		×	×	×		
診療費用	×	×	×	×	×	〇 (告)	_	・自由診療において、標準的な費用の併 記する場合に限り可能。	×	×	×		
「診療内容(保検診療)」、「手術 件数」、「分娩件数」、「患者 数」、「平均在院日数」及び「病床 利用率」	×	×	×	×	〇 (告)	_	_		×	×	×	・獣医療で「保検診療」はない。	
治療結果分析の有無やそ の結果の提供の有無	×	×	×	×	×	〇 (告)	_		×	×	×		
技能、療法又は経歴に関わらない事項 (診療施設の名称、住所、電話番号、勤務 医氏名、診療日、入院施設の有無等)	O (法)	〇 (法、告)	O (法 、 告)	O (法 、 告)	_	〇 (法、告)	_		_	_	_	・広告可能として整理	
虚偽・比較優良・誇大など	H5(省令) H19(省令	S24(法):虚偽内容の禁止 H5(省令)⇒H29(法):比較優良・誇大内容の禁止 H19(省令)⇒H29(法):客観的事実ができない内容・公序良俗に反する内容の禁止 H3O(省令):体験談、治療前後の写真の禁止								H2O(省令):比較優良・誇大内容・費用併記の禁止			
広告媒体	H19(ガイドライン):広告の定義を規定 H24(ガイドライン):医療機関ホームページガイドライン作成 H3O(法):ウェブサイト等も広告規制対応 *ただし、患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があるため、限定解除要件 あり。								H2O(ガイドライン):広告の定義を規定				